

熊本市におけるイベント等の開催に関する基準

【基本方針】

- 本市が主催・共催するイベント（会議等を含む。以下、イベント等とする。）、もしくは市有施設において開催される民間主催のイベント等については、本基準（チェックリスト項目を含む）に規定する感染防止対策を講じた上で開催する（本基準の適用範囲については下図参照）
- 本基準における各種の感染症防止に関する規定は、原則として、国の基本的対処方針等に基づき定めるものとする。従って、国の基本的対処方針等の見直し・変更があった場合は、随時見直しを行う
- 業種ごとに策定されるガイドラインがある場合には、本基準の規定にかかわらず、その規定に沿った感染防止対策を講じることで開催することができるものとする

< 本基準の適用範囲 >

主催者 \ 施設	市	民間
市（共催も含む）	適用	適用
民間	適用	適用外

※ 上記のうち、適用外であっても、本市補助金等の活用や本市が名義後援を行うイベント等については、本基準に沿った適切な感染防止対策を講じるよう要請する

1. イベント等における感染防止対策

- ① イベント等への参加者等の感染が確認された場合に濃厚接触者等の把握を容易にするため、主催者は参加者名簿等で連絡先を把握すること（ただし、接触確認アプリをダウンロードしている場合はこの限りではない）
- ② イベントの規模等に関わらず、入退場時の制限や誘導、待合場所などにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保（2m程度）等の感染防止策を徹底すること。また、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払戻し措置等を規定しておくこと。

- ③ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場においては、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、会場における休憩スペースの撤去・使用の制限など、参加者等に対し、こうした場における交流などを極力控えるよう呼びかけること
- ④ 感染拡大の傾向が見られる場合や類似イベント等でクラスターが発生した場合、民間主催のイベント等であっても、施設の閉鎖やイベント等の中止又は延期を要請する場合がある。この点について事前に主催者に対し理解を得ておくこと
- ⑤ ①～④のほか、別添の「イベント等における感染防止対策チェックリスト」に規定する感染防止対策を講じること
- ⑥ プロスポーツ等、全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合は、出演者等に対して適切な感染予防策（選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛等）を講じるとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を強く要請すること

2. イベント等の開催に係る段階的な人数制限等の緩和

イベント等の開催における人数制限については、下表の通り、国の基本的対処方針等に基づき、段階的に規模要件（人数制限）を緩和すること

時期	基本的な考え方	コンサート等、展示会等、会議等、レクリエーション など	プロスポーツ等	全国的・広域的な行事	お祭り等の地域の行事
【第1段階】 5/25～ 6/18	屋内 100人以下 かつ 収容率50%以内	○	×	×	○
	屋外 200人以下 かつ 2m程度の間隔				
【第2段階】 6/19～ 7/9	屋内 1,000人以下 かつ 収容率50%以内	○	○ 無観客		
	屋外 1,000人以下 かつ 2m程度の間隔				
【第3段階】 7/10～ 7/31	屋内 5,000人以下 かつ 収容率50%以内	○	○		
	屋外 5,000人以下 かつ 2m程度の間隔				
8/1～	屋内 5,000人以下 かつ 収容率50%以内	○	○	△ 感染状況を踏まえて判断	
	屋外 5,000人以下 かつ 2m程度の間隔				

※段階的な人数要件なし

※ 収容定員が設定されていない施設において、展示会や物産展、バザー等、人の滞留が発生するイベント等を実施する場合、屋内・屋外を問わず、原則として1人につき4㎡を必要面積として参加人数を制限し、これを超えることのないよう入場制限を設けるなど入退場者数を把握・管理する体制を講じること。また、動線の設定等により滞留の発生を防ぐなどの措置を講じること

< イベント等の例 >

分類	例
コンサート等	コンサート、リサイタル、各種発表会、コンクール、ミュージカル、バレエ、ダンス、演劇、練習会、配信イベント
展示会等	展示会、販売会、映画会
プロスポーツ等	プロスポーツ大会（全国的な移動を伴うもの）
会議等	会議、審議会、講演会、セミナー、講習会、囲碁、童話会、陶芸、絵画、茶道、撮影
レクリエーション	ヨガ、体操、軽運動会、室内楽器講習、室内ダンス、レコーディング
その他	健康診断、スポーツ大会、採用試験
全国的・広域的な行事	全国的又は広域的な人の移動が見込まれる花火
お祭り等の行事	地区で開催される盆踊り

3. 祭り等人数の把握が困難なイベントに係る対応

祭り、花火大会等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと

- ① 地域で行われる盆踊りなど、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者が限られた地区に限定されるなど参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限や参加者名簿の作成は求めないものの、適切な感染防止策を講じること（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生じる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）
- ② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、感染状況を踏まえて検討すること

4. 熊本県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又は収容定員が 2,000 人を超える施設でイベント参加者が 1,000 人を超えるイベントを開催する場合には、そのイベントの開催要件等について熊本県との事前相談を行うこと

(県への相談は政策企画課から行うため、本市の施設所管課またはイベント実施課は、政策企画課へ事前相談様式を提出すること)

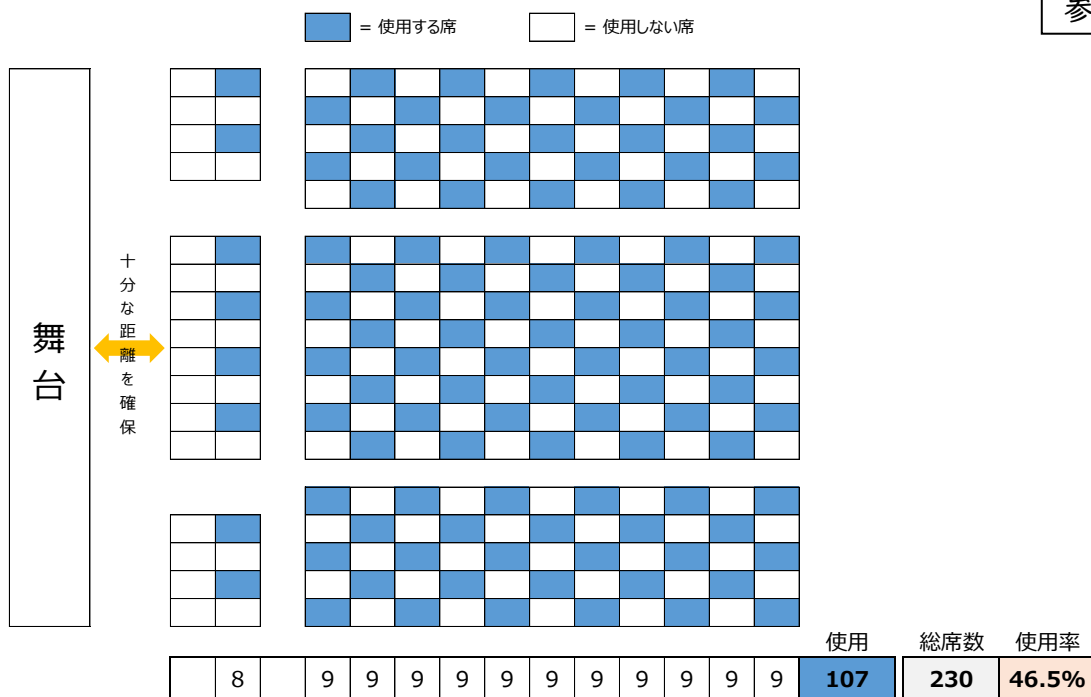
5. 座席を使用する屋内・屋外イベント等に係る対応

座席を使用する屋内・屋外イベント等においては、座席等の消毒や参加者のマスク着用、会話の抑制などの予防措置を講じること

また、座席配置等については、次のとおりの対応を行うこと

- ① 座席の最前列は演者や講師等から十分な距離(2m程度)を取ること。十分な距離を取ることができない場合は使用しないこと
- ② 収容率を50%以下とするとともに、座席の前後左右を空けた配置とすること
 - ※ 前後左右を空けた席配置にできない場合、座席間にパーティションを設けるなど飛沫感染防止のための措置をとること
 - ※ 乳幼児や介護・介助が必要な方などについては個別に対応すること

参考図



6. イベント等の実施後に感染者が確認された場合

イベント等の実施後において、参加者等の感染が確認された場合に備え、次のとおりの対応を行うこと

- ① 民間主催者に対しては、感染拡大防止のため、イベント等の名称や会場等の公表に協力いただくよう事前に要請しておくこと
- ② 主催者や当該施設管理者は、感染拡大防止のため、保健所等の聞き取りに協力いただくとともに、参加者に対しても同様に協力いただくよう事前に周知すること

7. イベント等に関する感染防止対策チェックリストについて

本基準に添付する「イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト」は下記のとおり取り扱うこと

- ① 主催者は、イベント等の開催にあたっては、本基準に加え、チェックリストを用いて感染防止対策が講じられていることを確認すること
- ② 市有施設において、民間主催のイベント等が開催される場合には、主催者から施設管理者に対して、チェックリストを誓約書として提出させること
- ③ 健康観察の期間等を鑑み、チェックリストや参加者名簿等個人情報が記載されるものについての保管期間は2週間とし、その後廃棄すること
- ④ 保管期間及び処分時における個人情報の取り扱いについては十分留意すること

【添付資料】

【0710改訂版】

(イベント等の開催)

イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト

- イベント等を開催する際は、このチェックリストに記載の各項目の実施を徹底いただきますようお願いいたします。
- イベント等の開催前に、対応できる項目に☑を入れ、施設管理者に提出してください。
- なお、本市のリスクレベルや周辺地域での感染状況等によっては、市としてのイベント等の開催・中止を判断することがありますので、あらかじめご了承ください。

イベント等名称：

開催日：

会場：

主催者名：

担当者：

連絡先：

私は、上記イベントの開催にあたり、本チェックリストに記載の各項目を順守するとともに、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染症防止対策を徹底いたします。

住 所

氏名または名称

代表者の氏名

項目	確認事項	チェック
▶開催前		
事前周知	イベント等の中で感染者が発生した場合に備え、参加者に対し、保健所の聞き取りに協力する同意を得ること。	□
	濃厚接触者となった場合は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があることをあらかじめ参加者に周知すること。	□
	具合の悪い方の参加は認めないことをあらかじめ参加者に周知すること。	□
	イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。	□
人数制限	別紙「イベント（会議等含む）等の開催要件」における、人数制限の範囲内であること。	□

(裏面に続く)

項目		確認事項	チェック
▶会場の環境			
密閉	換気の実施	【屋内のみ】 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、定期的に換気を行うこと。 ※こまめにエアコン温度を調整し室内温度を確認するなど熱中症予防についても注意すること	<input type="checkbox"/>
		座席等を配置する場合、前後左右を空けた席配置とするなど十分な距離を確保すること	<input type="checkbox"/>
密集	対人距離	人と人の間隔（原則2m少なくとも1m以上）を十分確保すること。	<input type="checkbox"/>
		入場制限	入場人数や滞在時間を制限すること。
密接	対人距離	入退出時や集合場所等における十分な間隔を確保すること。	<input type="checkbox"/>
		手洗い・消毒	会場の入口等に消毒設備を設置すること。または、参加者へ十分な手洗いを徹底するよう案内すること。
		主に参加者の手が触れる場所を定期的に消毒すること。	<input type="checkbox"/>
▶開催時の対応			
発熱等の対応		入場時等に検温を実施し、発熱がある者は参加を認めないこと	<input type="checkbox"/>
		その他、風邪や味覚障害等の症状の有無を確認し、具合の悪い方には、参加を認めないこと。	<input type="checkbox"/>
マスクの着用等		マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケットを徹底すること。 ※マスク着用については、熱中症予防についても注意すること。	<input type="checkbox"/>
音響調整		大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整すること。	<input type="checkbox"/>
共有物の管理		共有して使用した物の適正な管理（廃棄や洗濯、消毒の徹底等）を実施すること。	<input type="checkbox"/>
廃棄物の処理		ゴミ箱等を設置した場合、鼻水、唾液などがついたごみはビニール袋に入れて密閉する。また、回収時にはマスクや手袋を着用する。	<input type="checkbox"/>
人員配置		「三つの密」の回避等、感染防止の対応に人員の配置が必要な場合、人員を確保し適切に配置すること。	<input type="checkbox"/>
食事提供の制限		食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をすること。	<input type="checkbox"/>
連絡先把握		万が一に備え、参加者に所定の用紙等に連絡先を記入させるなど、参加者の連絡先を把握すること。（個人情報の取扱いに十分注意） ※接触確認アプリを活用する場合には不要	<input type="checkbox"/>

※ チェックリストの対応ができない場合、代替措置を講じ、施設管理者と協議、了解を取ること。